

特定農業用ため池の指定解除

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により指定された次の特定農業用ため池について、その指定を解除したので、同条第5項で準用する同条第3項の規定により公示する。

令和7年6月30日

岐阜県知事 江崎 禎英

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地		指定の年月日	指定解除の年月日
乳母ヶ谷	岐阜県 垂井町	不破郡垂井町市之尾乳母ヶ谷580-1	R2.3.2	R7.6.30
原池	岐阜県 八百津町	加茂郡八百津町伊岐津志2849-9	R2.3.2	R7.6.30